

経過措置品目

のお知らせ

沢井製薬株式会社

大阪市淀川区宮原 5-2-30

謹啓 時下益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品につきまして格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび下記品目が**経過措置品目**となりましたので、お知らせ申し上げます。

謹白

記

1. 経過措置に移行する品目(令和3年11月24日官報告示・11月25日適用)

アリルエストレノール錠25mg「サワイ」
ゲムシタビン点滴静注用200mg「サワイ」
ゲムシタビン点滴静注用1g「サワイ」
⑧ファモチジン注射用10mg「サワイ」
⑧ファモチジン注射用20mg「サワイ」
⑧ラニチジン錠75mg「サワイ」
⑧ラニチジン錠150mg「サワイ」

⑧(統一名で記載されている品目)のため、官報に告示されておりましたが、下記の経過措置期限が目安となります。

2. 経過措置期限

令和4年3月31日限り

【お問い合わせ窓口】

沢井製薬株式会社 医薬品情報センター

フリーダイヤル 0120-381-999